

人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「四国中央市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成24年度四国中央市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成24年4月1日現在の職員数

平成24年度は、組織上の変更として課の分割、統合を行うとともに、重点施策対応のため1課を新設したことにより、前年度から2課増の10部45課体制となりました。

人事異動に関しては、平成24年4月1日付けで新規職員17名、任期付職員3名、愛媛県東京事務所、愛媛県後期高齢者医療広域連合へ職員派遣をするなど、総数481名（組織再編等による発令、昇格者を含む）の人事異動発令を行い、職員数1,004人でスタートしました。

昨年度同様「自己申告制度」や「人事評価制度」により、職員の意欲の向上と適材適所の人事配置を行うとともに、「勸奨退職制度」により組織の新陳代謝の促進に努めました。

(2) 平成24年度採用試験及び退職者数

平成24年度の職員採用試験は、四国中央市定員適正化計画に基づき「長期的に年齢構成を平準化すること」等を基本方針として、前年度と同様に人物評価を重視したコミュニケーション能力試験を行うなど、それぞれの職種に応じて行い、合格者20名（一般事務職8名、技術職(化学)1名、保健師1名、保育士・幼稚園教諭5名、消防職5名）を平成25年4月1日付で採用しました。また、退職及び高齢化により不足している建築技師について、即戦力職員の確保のため、1級建築士有資格者を対象とした実務経験者採用試験を実施し、合格者1名を同年4月1日付で採用しました。さらに、専門知識や経験を必要とする行政ニーズに対応するため、即戦力となる人材を一定期間採用する任期付職員（保育士・幼稚園教諭）採用試験を実施し、1人を同年4月1日付で採用しました。なお、職員派遣等でも、2名受け入れています。

退職者数については、定年退職40人、勸奨退職11人、死亡退職1人、派遣等退職3人の合計55人の退職となっております。従って平成25年4月1日現在の職員数は973名となりました。

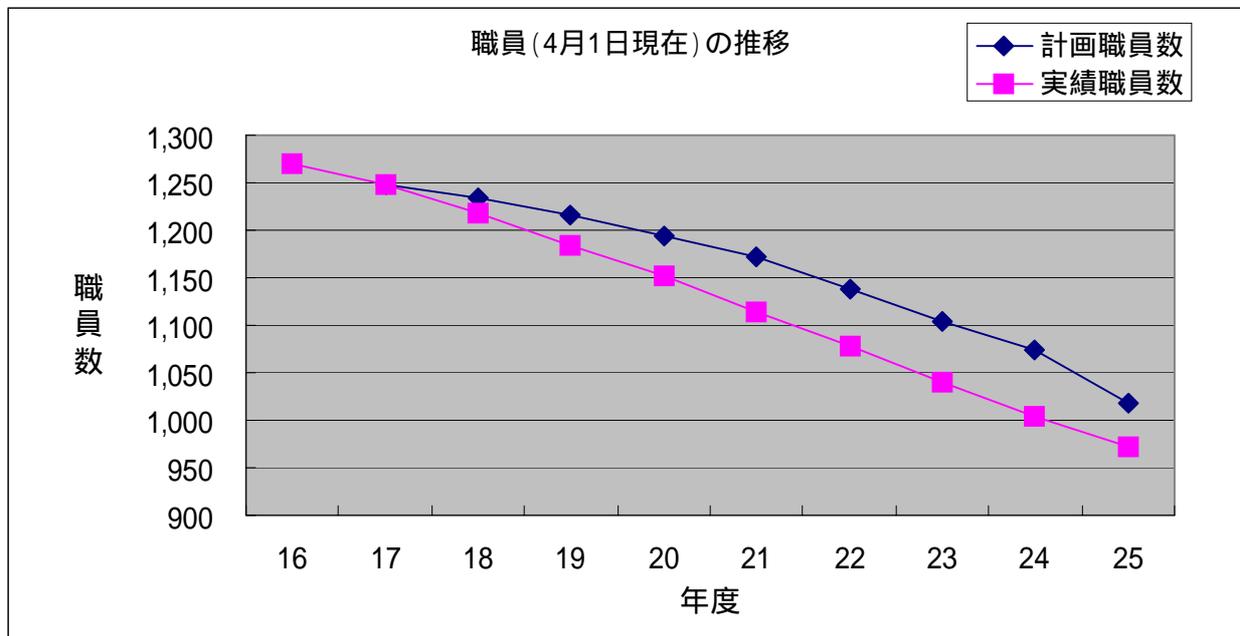
(3) 部局別職員数及び定員適正化の状況

(単位:人)

区分	H16.4.1		H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1
議会事務局	12	...	8	7	7	7	7
市長部局	881		777	754	729	711	680
教育委員会事務局	144		121	109	106	100	102
選挙管理委員会事務局	4		3	2	2	2	2
監査委員事務局	3		3	3	3	3	3
公平委員会事務局	兼務(1)		兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)
農業委員会事務局	9		6	6	6	6	6
水道局	75		59	62	56	48	47
消防本部・消防署	142		138	135	132	127	126
合計	1,270		1,115	1,078	1,041	1,004	973

消防本部安全・危機管理課危機管理対策係への出向者を含みます。

平成 25 年 4 月 1 日現在の職員数は 973 人であり、合併時の職員数と比較して 297 人減少しています。平成 25 年 4 月 1 日現在の目標職員数は、第 1 次四国中央市定員適正化計画（平成 17 年 10 月策定）では、1,019 人としていましたので、職員数の削減が計画以上のペースで推進されてきました。なお、平成 24 年 7 月に策定しました第 2 次四国中央市定員適正化計画では、平成 25 年 4 月 1 日現在の目標職員数は 973 人となっており、今後も定員適正化計画に基づき本市にとって最適な人員配置及び人員削減を行います。



2 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	43.2 歳	332,767 円	386,600 円	360,225 円
愛媛県	44.9 歳	353,414 円	448,806 円	387,869 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917 円)	-	372,906 円 (401,789 円)
類似団体	43.6 歳	329,488 円	386,019 円	357,999 円

国欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	49.7 歳	317,556 円	327,232 円	321,506 円
うち給食調理員	49.0 歳	313,537 円	323,832 円	317,926 円
うち用務員	55.7 歳			
愛媛県	49.2 歳	343,258 円	386,786 円	363,508 円
国	49.7 歳	270,465 円 (285,030 円)	-	307,506 円 (323,181 円)
類似団体	50.2 歳	296,866 円	321,068 円	308,632 円

国欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(2) 職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		四国中央市	愛 媛 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,355 円	163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	140,100 円	142,911 円	133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高校卒	-	137,789 円	-
	中学卒	-	122,122 円	-

国欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

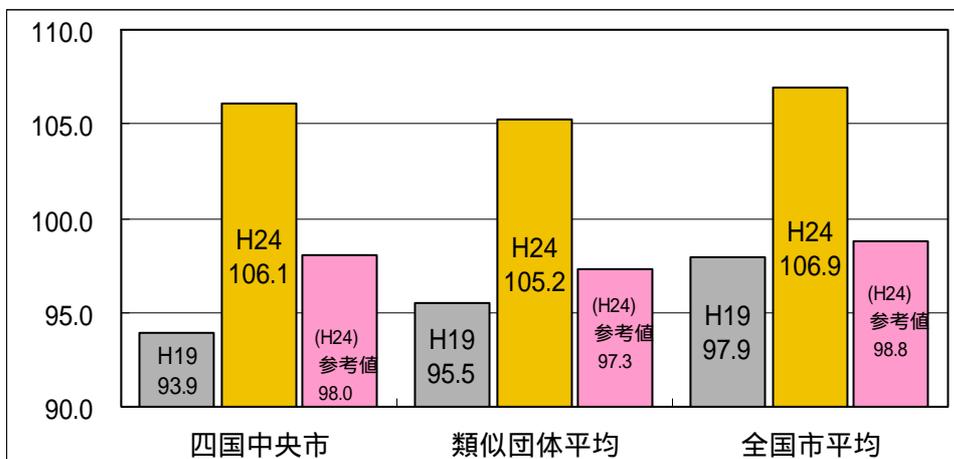
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	267,507 円	311,858 円	359,480 円
	高校卒	223,233 円	265,420 円	305,550 円
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

(4) 特別職の報酬等の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	期末手当
給料	市長	950,000 円	平成 23 年度支給割合 2.95 月分（加算 15%）
	副市長	700,000 円	
報酬	議長	454,000 円	
	副議長	374,000 円	
	議員	341,000 円	

(5) ラスパイレス指数の状況

当市の平成 24 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数は、国家公務員が給与改定特例法による給与引き下げを行った影響を受け、106.1 となっています。



ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の平均給料月額を学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数のことです。

類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(6) 給与カット及び制度改正の状況

平成 24 年人事院勧告を受け、50 歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しを図りました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分（休憩時間 12：00～13：00）、週 38 時間 45 分です。ただし、消防署、福祉施設等の交代制勤務職場に勤務する職員の勤務時間については、週 38 時間 45 分を原則として勤務時間の割り振りをしています。

(2) 休暇等の状況

休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、育児休業、介護休暇及び特別休暇（産前産後休暇、忌引、公民権行使、ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、生理休暇、夏季休暇、子の看護休暇等）です。取得状況は下表のとおりです。

年次有給休暇 集計期間（H24.1.1～H24.12.31）

総付与日数 （日）	総取得日数 （日）	職員数（注） （人）	平均取得日数 （日）	消化率 （%）
23,791	6,267.7	607	10.3	26.3

（注）一般職員（単純労務職員や交代制勤務職場に勤務する職員を除く）のうち、1年間を通して在職した職員数です。

介護休暇 集計期間（H24.4.1～H25.3.31）

介護休暇を 承認した職 員数	介護休暇承認期間の内訳					
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

育児休業 集計期間（H24.4.1～H25.3.31）

区 分	男性	女性
平成 24 年度中に新たに育児休業を取得した職員	0 人	19 人
育児休業の期間が前年度から引き続いている職員	0 人	33 人

病気休暇 集計期間（H24.4.1～H25.3.31）

区 分	のべ人数
平成 24 年度中に病気休暇を取得した職員	68 人
病気休暇の期間が前年度から引き続いている職員	2 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	免職	降任	病気休職	刑事休職
処分者数	0 人	0 人	7 人	0 人

分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分等の状況

区 分	免職	停職	減給	戒告	訓告等
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	6 人

懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) サービス上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないことになっています。職員に対しては、下表のとおりサービス上の様々な義務が課されています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条令に規定がある場合に免除されることになっています。

消防団員として活動する場合、中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、人間ドック利用の場合等に職務専念義務を免除しています。

(3) 営利企業等の従事許可

職員は全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかは、営利企業等の従事許可を出すことができます。

- (ア)職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (イ)企業、事業又は事務が職務又は勤務する機関と密接な関係にあつて特別な利害関係を生ずるおそれがある場合
- (ウ)企業、事業又は事務の性質上これに従事することが公務員として適当でないとい認められる場合

相続した不動産の管理する場合等に、営利企業等の従事許可をしています。平成 24 年度の許可件数は 14 件です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

(ア) 集合研修

階層別研修

階層別研修として、新規任用・2年目・5年目・10年目・新任主任・新任係長・新任課長補佐・新任課長と幅広い階層を対象にリーダーシップ、OJTなどをテーマに実施しました。

専門研修

専門研修として、接遇、クレーム対応、不当要求行為、人事評価、技術職員研修などをテーマに多方面の分野に関して外部講師等による研修を実施しました。

階層別研修			
研修月日	場 所	研修内容	受講者
4月11日～13日 10月30日～31日 11月13日～16日	本庁5階他	新規任用職員研修	20人
4月18日	本庁4階会議室	新任課長研修	14人
4月26日	本庁4階会議室	新任係長研修	31人
5月17日～18日	霧の森	3市合同新規採用職員研修	17人
5月30日	本庁4階会議室	新任主任研修	27人
6月21日	本庁4階会議室	新任課長補佐研修 (平成23年度24年度昇格者)	28人
8月21日～24日	霧の森	5年目職員研修	5人
9月21日	本庁4階会議室	10年目職員研修	25人
10月19日	本庁4階会議室	2年目職員研修	15人
専門研修			
6月15日	本庁4階会議室	交通安全・災害対応研修	35人
7月17日	福祉会館4階 多目的ホール	不当要求行為責任者講習会	213人
7月20日	本庁4階会議室	財務・PPP/PFI研修	45人
8月20日	本庁4階会議室	公務執行妨害・情報公開/ 個人情報保護研修	52人
8月23日	福祉会館4階 多目的ホール	メンタルヘルス研修	148人

10月10日	(株)四国中央テレビ 会議室	接遇研修	25人
11月1日	本庁4階会議室	人事評価研修	48人
11月19日	福祉会館1階 相談室	電話応対向上研修 (電話交換手)	3人
12月20日、1月23日	川之江保健センター 他	土木技術職員研修	65人
1月13日	本庁4階会議室	クレーム対応研修	7人
2月28日	本庁4階会議室	セルフコントロール研修	7人

(イ) 派遣研修

派遣研修では、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)、全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)、四国地方整備局、愛媛県研修所等に46名を派遣しました。

研修月日	場 所	研修内容
5月9日	松山市	接遇指導者養成講座(愛媛県研修所)
5月28日~6月1日	高松市	設計積算技術研修(四国地方整備局)
6月26日~7月6日	大津市	固定資産税課税事務(土地)(国際文化アカデミー)
8月1日~3日	松山市	財務運営実務講座(愛媛県研修所)
8月6日~10日	千葉市	法令実務A 法務の基礎と実務(市町村アカデミー)
8月9日	西条市	出前講座ハードクレーム対応講座(愛媛県研修所)
8月21日~31日	大津市	固定資産税課税事務(家屋)(国際文化アカデミー)
9月3日~4日	大阪市	地方公共団体における公金徴収実務講座(日本経営協会)
9月10日~13日	松山市	64期係長研修(愛媛県研修所)
9月12日	松山市	接遇指導者養成講座(愛媛県研修所)
9月12日	岡山市	下水道経営セミナー(下水道事業団研修センター)
9月18日~19日	松山市	地方自治法講座(愛媛県研修所)
9月18日~26日	千葉市	まちづくり~魅力ある都市づくりのための手法~ (市町村アカデミー)
10月3日~5日	松山市	協働型政策立案講座(愛媛県研修所)
10月9日~12日	松山市	65期係長研修(愛媛県研修所)
10月9日~19日	千葉市	住民税課税事務(市町村アカデミー)
10月11日~19日	大津市	介護保険事務(国際文化アカデミー)
10月15日~16日	松山市	メンタルヘルス講座(愛媛県研修所)
10月18日~19日	松山市	課長級研修(愛媛県研修所)
10月25日~26日	松山市	折衝力・交渉力講座(愛媛県研修所)
10月29日~11月1日	松山市	1期中堅職員研修(愛媛県研修所)

11月8日	松山市	部長級セミナー（愛媛県研修所）
11月12日～15日	松山市	2期中堅職員研修（愛媛県研修所）
12月3日～4日	松山市	法制執務講座（愛媛県研修所）
12月10日～13日	松山市	3期中堅職員研修（愛媛県研修所）
12月17日～18日	松山市	マネジメント能力講座（愛媛県研修所）
12月19日～20日	松山市	クレーム対応講座（愛媛県研修所）
1月15日～18日	松山市	4期中堅職員研修（愛媛県研修所）
2月4日～7日	松山市	5期中堅職員研修（愛媛県研修所）
2月6日～8日	大津市	地域におけるこころの健康づくり（国際文化アカデミー）
2月13日～14日	松山市	危機管理講座（愛媛県研修所）

（2）勤務評定

平成19年度に構築した当市の人事考課制度は、職員の人材育成と職場内のコミュニケーションのツールとして、平成20年度から全職員に対して能力行動考課を試行中ですが、平成21年からは、部課長を対象に「組織マネジメントの向上」を主眼とした目標管理制度を導入しました。また、各所属長から職務遂行状況等の報告において職員の資質・能力・勤務態度の把握に努めました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生及び健康管理

当市では、独自の職員互助組織は設置していません。地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業（短期給付、長期給付、福祉事業等）及び愛媛県市町村職員互助会等の各種事業（給付事業、厚生事業等）の適用を受けています。

また、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断及び保健師による健康相談等を実施しています。平成24年度の実績は下表のとおりです。

事業名	内 容	
定期職員健康診断	実施期間	平成24年6月～9月末まで年1回 深夜業従事者：平成25年2月末まで年2回
	対 象	一般職員・臨時・嘱託職員（勤務時間数が週20時間以上で1年間勤務予定）
	契 約	宇摩医師会
	健診方法	個別健診
	受診者数	正規職員：延348名 嘱託・臨時職員等：延589名
人間ドック等 （脳ドック含）	実施期間	平成24年4月～平成25年3月末まで
	対 象	共済組合員（30歳以上）
	契 約	愛媛県市町村職員共済組合
	健診方法	個別健診

	受診者数	769 名
健康相談	健診後健康相談	健診結果より、面接・電話・メール等で個別に保健指導を実施。 80 回
	休職中職員の健康相談	延 46 回
	長時間勤務者面接	産業医健康相談（100 時間以上 / 月）12 回 保健師健康相談（3 カ月平均 60 時間以上）25 回 毎水曜日ノーマルデーのお知らせ
	メンタル健康相談	延 23 回
	その他	延 22 回
メンタルヘルス研修	日時:平成 24 年 8 月 23 日(木) 10:00～12:00 13:30～15:30 会場:福社会館多目的ホール 対象:管理職及び希望者 講師:NPO 法人こころ塾 代表理事 村松つね 氏 内容:「部下のため、自分自身のためのセルフケア」 参加者数:148 名	
カウンセリング	産業カウンセラーによるカウンセリング 延 47 回 (新規採用職員・2 年目職員・随時希望者)	
職場復帰訓練事業	利用者:1 人 延 30 回 職場復帰に向けての健康相談、訓練計画・判断会議等、職場復帰訓練中健康相談	
衛生委員会	年 4 回開催	
衛生委員会ニュース	年 9 回健康情報提供(インフォメーションにて)	
職場パトロール	市内の施設巡視	
研修参加	県・市町メンタルヘルス対策連絡会等への参加 4 回 愛媛産業保健セミナー等研修会への参加 3 回	

(2) 公務災害補償の概要

公務上又は通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成 24 年度の補償件数は下表のとおりです。

区 分	傷 病	死 亡
公務災害	2 件	0 件
通勤災害	2 件	0 件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

年度当初係属件数	年度中申立て件数
0 件	0 件